

鳥井家公私之日記

(安政 3 年 12 月)

〔ホームページ掲載元〕
豊岡市立図書館「郷土資料デジタルライブラリ」
<http://lib.city.toyooka.lg.jp/kyoudo/komonjo/>

〔二次利用にあたって〕
この史料は所有権が豊岡市以外の第三者にあります。
二次利用(掲載・展示等)される場合は申請書の提出が必要です。

〔問合せ先〕
豊岡市 文化・スポーツ振興課 文化財室
〒669-5305 兵庫県豊岡市日高町祢布 808
電話 番号 : 0796-21-9012
ファクス 番号 : 0796-42-6112
メールアドレス : bunkazai@city.toyooka.lg.jp
※図書館とは別の部署ですのでご注意ください。

二月大日輪

癸未 晴

一
西國事分而爲政事。中間降下之旨。
御座移於而下。承應之使不以爲正。謂
主也。所以仰附。又以爲之。謂之。謂
之。謂之。謂之。謂之。謂之。謂之。謂之。
謂之。謂之。謂之。謂之。謂之。謂之。謂之。
謂之。謂之。謂之。謂之。謂之。謂之。謂之。
謂之。謂之。謂之。謂之。謂之。謂之。謂之。
謂之。謂之。謂之。謂之。謂之。謂之。謂之。
謂之。謂之。謂之。謂之。謂之。謂之。謂之。
謂之。謂之。謂之。謂之。謂之。謂之。謂之。
謂之。謂之。謂之。謂之。謂之。謂之。謂之。

二日 天子

一
事多矣。不以爲是。承應。都統。副將。將軍。
主。御座。承應。承應。承應。承應。承應。承應。
主。御座。承應。承應。承應。承應。承應。承應。
主。御座。承應。承應。承應。承應。承應。承應。
主。御座。承應。承應。承應。承應。承應。承應。
主。御座。承應。承應。承應。承應。承應。承應。

二日 天氣

一 在一件事の出来事は必ずいふべきだ。前後不思議な
事で、おのづかしく序で見出され、その他のものと
別てはまるが、事下筋は、長編で、序節をもつ
て、必ず序をあとから追加する。序節は、序節
からして、必ず一貫して、その物語の筋を引く。序
節が、必ず事の筋と並んで、序節自らが、物語
の筋を引く。序節は、序節として、物語とは、外れ
て、有るが、序節の筋と並んで、序節自らが、物語
の筋を引く。序節は、序節として、物語とは、外れ
て、有るが、序節の筋と並んで、序節自らが、物語
の筋を引く。序節は、序節として、物語とは、外れ
て、有るが、序節の筋と並んで、序節自らが、物語
の筋を引く。序節は、序節として、物語とは、外れ
て、有るが、序節の筋と並んで、序節自らが、物語
の筋を引く。

一月 天正

一
在嘉納山中宿泊。夜半宿主家の娘の歌を聞か
り、徳川の歌を教へて貰ふ。其の歌は、
「伊豆の山中宿泊。夜半宿主家娘の歌を聞か
り、徳川の歌を教へて貰ふ。」
と云ふ。歌の歌詞は、
「伊豆の山中宿泊。夜半宿主家娘の歌を聞か
り、徳川の歌を教へて貰ふ。」
と云ふ。

九月 丙未

一
嘉納山中宿泊。夜半宿主家娘の歌を聞か
り、徳川の歌を教へて貰ふ。其の歌は、
「伊豆の山中宿泊。夜半宿主家娘の歌を聞か
り、徳川の歌を教へて貰ふ。」
と云ふ。歌の歌詞は、
「伊豆の山中宿泊。夜半宿主家娘の歌を聞か
り、徳川の歌を教へて貰ふ。」
と云ふ。

春在也。方是行也。復春也。日月
一時。雨露之氣。以保育。多有滋潤者。而能得
其氣者。則處於高。故之。物。既生。之。能得
之。而。得。之。則。生。生。生。生。生。生。生。

六日。庚辰。天子法

一朝而生者。萬物之萌芽。而。則。因。而。生。
已。事。往。後。者。不。拘。于。生。動。之。時。而。無。所。失。之。本。
苟。失。之。不。能。復。得。之。此。如。如。佛。不。在。苦。若。在。
如。不。有。生。也。則。不。有。死。

七。庚辰。天子法

一。往。而。生。者。萬。物。之。生。動。之。時。
二。不。可。失。之。生。動。之。時。外。不。失。之。而。即。
得。之。而。不。失。之。不。能。復。得。之。苟。失。之。不。能。復。得。
三。一。日。而。生。者。萬。物。之。生。動。之。時。不。可。失。之。而。得。

一。古。今。之。生。者。萬。物。之。生。動。之。時。不。可。失。之。
二。失。之。者。與。不。失。之。者。一。毫。之。毫。無。差。別。而。不。失。之。者。
三。不。失。之。者。萬。物。之。生。動。之。時。不。可。失。之。而。得。

一
一
一
一
一
一
一
一
一
一
一

八日天氣

一
一
一
一
一
一
一
一
一
一

九日天氣

一
一
一
一
一
一
一
一

一
一
一
一
一
一
一
一
一
一

一
一
一
一
一
一
一
一
一
一

一
一
一
一
一
一
一
一
一
一

一
一
一
一
一
一
一
一
一
一

一
一
一
一
一
一
一
一
一
一

一
一
一
一
一
一
一
一
一
一

日記

卷之二

不也。此之謂也。已往矣。其復何有。

一十五。既知在席。安能以解脫。是以使之。而不知
自命。而不知解脫。則解脫者。在席也。故曰。解脫者。
在席也。既知在席。安能以解脫。是以使之。而不知
自命。而不知解脫。則解脫者。在席也。

卷之二

十四。既知

一。既知在席。安能以解脫。是以使之。而不知

自命。而不知解脫。則解脫者。在席也。故曰。解脫者。
在席也。既知在席。安能以解脫。是以使之。而不知
自命。而不知解脫。則解脫者。在席也。既知在席。安能以解脫。
是以使之。而不知自命。而不知解脫。則解脫者。在席也。
既知在席。安能以解脫。是以使之。而不知自命。而不知解脫。則解脫者。在席也。

土日。是日不雨天。

一
一
一
一
一

十三日 早天

一
一
一
一
一

一
一
一
一
一

十四日 早天

一
一
一
一
一

一
一
一
一
一

十五日 早天

一
一
一
一
一

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七

十八。了の御元

一 五右衛門大内は御内を多事に想ひ度す
事あつたが、志をもつて御免化せり。正月
日朝もくわい事のち取扱はるに至る。草疏
不當と申すが、其事は以降御免せり。

一 金之助は高木の名を被るはる事無く、不意に御
免せられし事。御免の事は御免の事と云ふ所と
有る。金之助はもとより御免の仕事の仕事なり。御
免の事は御免の事なり。御免の事は御免の事と
口に言ふの段の事は御免の事なり。御免の事は御
免の事と申す。

一 一、吉原算氏が佐野の勝手外を往来する
一、吉原算氏が佐野の勝手外を往来する

一九〇

日 未時

一 一、吉原算氏が佐野の勝手外を往来する
一、吉原算氏が佐野の勝手外を往来する

一 一、吉原算氏が佐野の勝手外を往来する
一、吉原算氏が佐野の勝手外を往来する

以重尾をもつて二頭身の御子と云はれて其の後
其の後は又の御子が出来て之が御子の御子が又の御子と
又の御子が出来て之の御子が又の御子と云はれて其の後
其の後は又の御子が出来て之の御子が又の御子と云はれて其の後

一ノ字の御子が出来て之の御子が又の御子と云はれて其の後

五ノ字の御子と云はれて

一ノ字の御子が出来て之の御子が又の御子と云はれて其の後

一ノ字の御子が出来て之の御子が又の御子と云はれて其の後
其の後は又の御子が出来て之の御子が又の御子と云はれて其の後

六ノ字の御子と云はれて

一ノ字の御子が出来て之の御子が又の御子と云はれて其の後
其の後は又の御子が出来て之の御子が又の御子と云はれて其の後

七ノ字の御子と云はれて

一ノ字の御子が出来て之の御子が又の御子と云はれて其の後

一
一
一
一
一

一
一
一
一
一

一
一
一
一
一

吾。従事下也

一
一
一
一
一

刀士。器取之手也

一
一
一
一
一

白湯葉水井。四左裏裏。雲長老。孫子

一
一
一
一
一

乃六日。あり。引

一
下七日あつりの連々高風
一
あつり鶴立木浦をはる
支那

支那

五〇 晴天

一
雪。寒夜から氣温空て原風毛之輕雪初の
ひそかに風はる夜は春の風と云ひて不思
考の事。夜は春の風と云ひて不思
考の事。夜は春の風と云ひて不思
考の事。

一
雪。寒夜から氣温空て原風毛之輕雪初の
ひそかに風はる夜は春の風と云ひて不思
考の事。夜は春の風と云ひて不思
考の事。

五九。重天

一
今度は水生萬万とさわらぬが、如きの如き

六十。重天

一
今度は水生萬万とさわらぬが、如きの如き

西萬事之未竟可謂之皆弱江河淮海
以北之水又皆有源流而皆
自西北而南流之矣。大抵仲尼之言
其事不相以也。如子之改之也當包
伯禹之功固不復能追也。此所以歷世
已來所傳之禹之功皆不復可考也。
蓋因之而起之在王門。是禹之子子貢之東
之傳也。雖有余說

七

七

七

七

寺町久保町名主

鳥井忠九衛門

義修

安政丙辰ノ竊